

新たな高等教育機関の制度化に向けた論点（たたき台）

[論点IV～IX関係]

論点IV 教員組織、教員資格等

1. 新たな高等教育機関における教員組織

- 新たな高等教育機関では、①実践力強化に重点を置いた職業教育を推進するため、企業等の現場で現に取り扱われている、生きた知識・技能等を教授していくこと、②職業教育の高度化に向け、理論と実践の架橋を図ることが求められることから、その教員組織には、最新の實務に通じた実務家教員を積極的に登用するとともに、理論と実践の架橋を担う教員を確保していくことが重要。
- このことを踏まえ、新たな高等教育機関の教員組織については、例えば、次のような基準等を設けることが適当ではないか。

《教員組織に関する基準等》

(実務卓越性に基づく教員の積極的位置付け)

- 教育・研究業績に基づく教員と並び、実務卓越性(高度の技術・技能、優れた知識・経験)に基づく教員を、新たな高等教育機関の教員組織の中に積極的に位置付け。

《参考1》専門職大学院における教員組織の構成

・専門職大学院には、次のいずれかの要件を満たす専任教員を、一定数以上配置。

- 一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- 二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- 三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

[専門職大学院設置基準第5条]

(教員組織の構成)

- 教員組織の構成として、
 - ・ 実践力強化に重点を置いた職業教育を推進するため、各分野の特性にも配慮しつつ、専任の実務家教員を一定割合以上配置。

《参考2》専門職大学院における実務家教員の定義

「専攻分野におけるおおむね5年以上の實務の経験を有し、かつ、高度の實務の能力を有する者」

《参考3》専門職大学院における実務家教員の割合に関する定め

- ・専門職大学院(下記を除く)……おおむね3割以上
- ・法科大学院……おおむね2割以上
- ・教職大学院……おおむね4割以上

- ・ さらに、職業教育の高度化(職業教育における理論と実践の架橋)を図るため、それら実務家教員のうちには、研究能力を有する者が一定数含まれるものとする。

(現職職業人の教員登用)

- 最先端の實務に携わりつつ並行的に教育にも当たる者を確保できるよう、一定の条件の下、そうした者も必要専任教員数に算入できる仕組み(「みなし専任」)を積極的に活用。

2. 教授等の職制、教員の資格

- 高等教育機関としての国内的・国際的な通用性を確保するため、特に、新たな機関の特色となる実践的な教育を担う実務家教員の質を担保するためにも、教員の職制や資格については、次のような仕組みとすることが適当ではないか。

《教授等の職制、資格基準》

(職制、資格基準についての考え方)

- 教授・准教授等の職制や、各職階ごとの資格基準については、大学・短大制度における職制、基準と同様とすることを基本とする。

(実務家教員の資格審査)

- 設置認可時の教員資格審査においては、実務家について、その実務卓越性に基づき、教員としての資格を適切に評価。

※ 実務に関する業績・能力については、例えば、次のような事項を確認。

【実務家教員に関する設置認可時の確認事項】

- ・ 保有資格
- ・ 実務上の業績
- ・ 実務を離れて後の年数 ※例えば「実務を離れてから〇年以内」等の基準を明確化。
など

3. 教員の質担保のためのその他の措置

- 教員の質担保に関しては、設置認可時に、基準に基づく資格審査等による担保を行うだけでなく、設置後も、恒常的に教員資質の維持・向上が図られるよう、例えば、以下のような仕組みを導入してはどうか。

《その他の措置》

(ファカルティ・ディベロップメント)

- 非常勤の実務家教員等を含め、教員の指導能力向上のため、ファカルティ・ディベロップメントによる能力向上を図る仕組みとする。

(採用後の研修)

- 大学等での教育経験のない専任教員等に対しては、採用後一定期間の研修を必要とするなどの措置を講じる仕組みとする。

論点Ⅴ 教育条件（専任教員数、施設設備、収容定員）

1. 専任教員数

- 学位を授与する質の高い高等教育機関として求められる教育条件を備えるよう、専任教員の数については、現行の最低基準である大学設置基準及び短期大学設置基準の水準を考慮の上、検討することが必要。
- 同時に、高度かつ実践的な職業教育を行う機関として、常に最新の知識・技術等を教育内容に反映できるよう、教員組織の流動性を確保することも重要。
なお、新たな機関は、高度に専門的な職業教育を行う機関として、1つの学部等当たりの収容定員が小規模になることも想定されることに留意が必要。
- 以上を踏まえつつ、新たな高等教育機関の専任教員の必要数については、例えば、以下のようにしてはどうか。

《専任教員の数》

（必要専任教員数の設定）

- 新たな機関における必要専任教員数の設定は、概ね大学・短大と同様の水準とし、小規模の学部等に対する基準の整備についても検討する。

* 必要専任教員数は、①当該機関に置く学部等の種類及び規模に応じて定める専任教員数及び ②機関全体の収容定員に応じて定める専任教員数により定める。

（必要専任教員数に占める教授の割合）

- 必要専任教員数に占める教授の割合については、実務家教員等を効果的に配置した多様な教員組織の在り方を可能とする観点から、適切な割合を設定。

【参照】 高等教育機関における専任教員数に関する基準 [参考データp.14～p.18]

2. 施設設備

- 質の高い高等教育機関となるよう、施設設備の検討に当たっても、現行の最低基準である大学設置基準及び短期大学設置基準の水準を踏まえることが必要。
- 一方、新たな機関については、①高等学校卒業後に進学してきた学生に加え、社会人学生も多く受け入れる、②インターンシップなど、学外で実施される教育活動も多くなる、③人材需要の変化や技術の進展等に対応し、短いサイクルでカリキュラムの更新を求められる、④大学・短大や専門学校に併設される場合も想定される等の特性があり、施設設備の水準も、こうした特性を踏まえた合理的な水準に設定していくことが適当。
- 以上を踏まえつつ、新たな機関の施設設備については、例えば、以下のような基準を設けることとしてはどうか。

《施設設備》

(備えるべき施設設備)

- 新たな機関の施設設備については、大学・短大設置基準の水準を踏まえつつ、質の高い職業人養成に相応しい適切な水準を定める。

* 例えば、

- ・図書館において備えるべき設備、図書資料等の種類については、ICTの活用を含め、実践的職業教育の目的に合ったものになるようにすること、
 - ・実習室・実習施設については、技術の進展や人材需要の変化に柔軟に対応していく観点から、企業等の施設の使用等によることも認めること
- などを検討。

- 校地・校舎面積については、学部等の種類及び規模に応じ、大学・短大設置基準等の水準を踏まえて適切な水準を定め、小規模の学部等に対する基準の整備についても検討する。

【参照】 高等教育機関における施設・設備等に関する基準 [参考データp.19～p.31]

3. 収容定員

- 新たな機関の収容定員等については、後期の課程からの入学者の募集や、パートタイム学生の受入れなどの機関の特性を踏まえ、例えば、以下のように取扱うこととしてはどうか。

《収容定員等》

(収容定員の設定)

- 各機関の収容定員は、当該機関の教育上の諸条件を総合的に考慮して、各機関が学則で決定(当該学則の制定・変更(定員増加を伴うもの)については、所轄庁が認可)。

* 前期・後期の課程の区分を設ける場合には、前期の課程の入学定員と、後期課程からの編入学定員を、学則上、明示する。

(パートタイム学生の取扱い)

- 在学生数の算定に際してのパートタイム学生の取扱いについては、科目履修・修得等の状況を考慮し、一定の按分を行った上で算入するなど、適切に配慮。

論点VI

入学者の受入れ

- 入学者の受入れに関しては、現在、高等学校教育、大学教育とそれらを接続する大学入学者選抜とを一体的に改革する「高大接続改革」が推進されており、大学入学者選抜の改革では、画一的な一斉試験で正答に関する知識の再生を問うような偏った評価ではなく、大学の入り口段階で求められる力を多面的・総合的に評価する選抜に転換していくことを目指すこととしている。
〔→ こうした視点は、新たな高等教育機関の入学者受入れにとっても重要。〕
- とりわけ、新たな機関では、普通科高校から大学進学という、従来典型的とされてきた大学入学希望者と並び、専門高校からの進学や、社会人の学び直し、さらには大学等からの編入学など、多様な入学希望者が想定される。
〔→ これら多様な入学者像を踏まえつつ、各機関が、自らのアドミッションポリシーを明確化して、適切な選抜・学生受入れを行って行くことが必要。〕
- 以上を踏まえ、新たな機関における入学者の受入れについては、例えば、次のようにすることとしてはどうか。

《入学者の受入れ》

(実践的な職業教育に相応しいアドミッション・ポリシーの策定)

- アドミッション・ポリシー(入学者受入方針)の策定・公表に当たっては、各機関が、高等学校(専門学科・普通科)卒業後の学生、社会人学生、大学等からの編入学学生など、実践的な職業人を目指す学生像の類型に応じたポリシーを明確化。

* アドミッション・ポリシーでは、高卒後の若者、社会人など、多様な学生像に応じて、以下の事項を明示。

- ・ 各機関の強み、特色や社会的な役割を踏まえつつ、当該機関の教育を通じてどのような力を発展・向上させるのか。
 - ・ 入学者に求める能力は何か。
 - ・ 高等学校までの教育、あるいは実務経験等を通じて培ってきたどのような力を、入学者選抜においてどのように評価するのか。
- など

(入学者選抜)

- 入学者選抜においては、実践的な職業教育の推進の観点から、入学希望者の意欲・能力・適性等を多面的・総合的に評価し、多様な背景を持った学生の受入れを促進。

* 学力の三要素(「知識・技能」、「思考力・表現力・判断力」、「主体性・多様性・協働性」)を踏まえつつ、より多面的な評価軸・評価方法を導入。

* 職業分野等に卓越した者を積極的に受入れるよう、資格・技能検定等の成績や各種大会での実績、顕彰履歴などの評価による選抜の導入を推奨。

〔今後導入が予定される「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」及び「高等学校基礎学力テスト(仮称)」の取扱いについては、高大接続システム改革会議における検討を踏まえ、適切に対応。〕

1. 設置認可等

- 新たな機関は、実践的な職業教育に最適化したこれまでにない大学教育を行う機関であり、その学校設置認可は、新しい基準と審査体制の下で適切に実施される必要がある。
 一方、私立学校の設置者となる学校法人（文部科学大臣所轄法人）に求める要件等の審査については、教育機関としての継続性・安定性の確保等のため、大学・短大と同様の要件とすることが必要と考えられる。
- 以上を踏まえ、高等教育機関としての質保証等の観点から、設置認可等については、例えば、以下のように取り扱うこととしてはどうか。

《設置認可等》

（独自の設置基準の整備）

- 既存の大学設置基準等とは別に、質の高い実践的な職業教育を担う機関としての相応しい設置基準等を制定。

（設置認可等に係る審査）

- 設置認可・学校法人寄附行為認可の認可庁は国（文部科学大臣）とし、大学設置・学校法人審議会に新たな特別審査会・専門委員会を設けて審査を実施。

* 新たな特別審査会・専門委員会には、産業界の関係者等も参画。

2. 情報公開

- 新たな機関については、学位授与を行う機関とする方向性を踏まえ、その情報公開についても、大学・短大と同様の水準を求める必要があり、教育研究の質の確保や、学生・保護者等への開示責任等の観点を踏まえ、例えば、以下のように取り扱うこととしてはどうか。

《情報公開》

（教育情報の公表）

- 教育研究活動等の状況に関しては、大学・短大と同様の水準の情報公表を義務付け。

《参考1》大学・短大における教育情報の公表促進に関する文部科学省の取組

- ・ 各大学・短大における教育情報の公表を義務化
 （H19年学校教育法改正[第113条追加]、H23年同施行規則改正[第172条の2追加]）
- ・ データベースを用いた教育情報の活用・公表のための共通の仕組みとして「大学ポータル」の整備を推進

(財務情報等の公開)

- 財務情報等の公開に関しては、私立学校法に基づく公開に加え、各大学等設置者による積極的な公開の取組を促進。

《参考2》私立大学・短大における財務情報等の公開

・私立学校法による財務情報等の供閲の義務付け

私立学校法第47条(財産目録等の備付け及び閲覧) 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

- 2 学校法人は、前項の書類及び第三十七条第三項第三号の監査報告書(第六十六条第四号において「財産目録等」という。)を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

・各大学等設置者による積極的な公開の取組

学校法人のホームページ等を活用して一般に対して広く情報提供
広報誌等の刊行物に掲載、学内掲示板等に掲示

など

3. 評価

- 新たな機関については、国内的・国際的通用性の確保の観点からも、適切な評価の仕組みを備えることが必要。

また、特に、各職業分野で必要とされる実践的な知識・技能等を養成する機関として、その教育の質保証を図るためには、各業界・職能団体等と連携した分野別質保証への取組を進めていくことが重要。

- 以上を踏まえ、新たな機関に関する評価の仕組みについては、以下のようにはどうか。

《 評価 》

(自己点検・評価)

- 大学・短期大学と同様、自己点検・評価を義務付け。

(認証評価)

- 大学・短大と同様、認証評価機関による評価を義務付け。

※ 専門職大学院における認証評価のこれまでの取組等を踏まえ、分野別質保証の観点を取り入れた評価についても、その効果的な導入の方法を検討。

《参考》学校教育法による大学・短大の自己点検・評価、認証評価の義務付け

・**学校教育法第百九条** 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- ② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という。)による評価(以下「認証評価」という。)を受けるものとする。ただし、…(略)。

- ③ 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、…(略)。

- ④ (略)

1. 研究機能の位置付け等

- 新たな機関では、伝統的な大学とは異なり、質の高い専門職業人養成のための「教育」機能に主な重点が置かれるが、同時に、各職業分野における最新の知識・技能等を体系化したり、職場の暗黙知を形式知化したりするなどの研究機能が、教育の質向上を図る上でも重要となってくる。
- また、新たな機関を学位授与を行う機関とする場合、国際的通用性の観点から、学位授与等の専門的事項の取扱いを自律的に行う仕組みが、必要となると考えられる。

※ 学位は、自律的な教育研究の運営を行う大学によって、国際的通用性のある高等教育・短期高等教育修了相当の知識・技能等の証明として授与されるものとの考え方が、国際的にも原則として定着している。
- これらを踏まえ、新たな機関における研究機能の位置付け等については、以下のようにならなければならない。

《研究機能の位置付け等》

(新たな機関の目的)

- 新たな機関は、実践的な専門職業人養成のための「教育」機能に重点を置くが、大学体系に位置付く機関とする方向性を踏まえ、その教育の質向上を図る上でも、機関の目的には「研究」も含まれるものとする。
 - * 教育機能に比重を置きつつも、教育・研究を一体的に実施。

(教育研究機関としての自律性の確保等)

- 教育課程の編成・実施等に企業・団体関係者等の参画を得る体制を構築しつつ、教育研究機関としての自律性を確保。学位授与等に関しては、教員による専門的な見地からの審議を行う体制を、制度的に担保。
 - * 学位授与等の専門的事項を、教授会で審議。

2. 対象分野等

- 新たな機関については、理論と実践の架橋による職業教育の充実が図られるべき様々な職業分野で、その制度が活用されることが望まれる。
- また、学位授与を行う高等教育機関としての公共性、継続性・安定性を確保し得るよう、他の学校種と同様、設置主体についての定めを設ける必要があると考えられる。
 - さらに、新たな機関の所轄庁については、大学体系に位置付く機関とする方向性を踏まえ、大学・短大と同様とすることが相当と考えられる。
- 以上を踏まえ、新たな機関の設置形態等については、次のとおりとすべき。

《対象分野》

(対象分野の取扱い)

- 制度として、職業分野の限定は行わない。
 - * 分野別質保証の評価体制整備について、準備が整った分野から、逐次設置が可能。
 - * 国家資格対象分野についても、大学制度上、特別の課程を制度化して養成している分野(医師・歯科医師・薬剤師・獣医師養成等)を除き、幅広い分野を包摂し得る仕組みを目指す。養成施設指定規則等によりカリキュラムの詳細を規定された職種等については、当該規則との調整について検討。

《設置形態》

(設置者)

- 新たな機関の設置者は、国・地方公共団体・学校法人とし、新たな機関及びその設置者となる学校法人は、国(文部科学大臣)が所轄する。

(大学院設置)

- 新たな機関のうち、学士相当の学位取得に導く課程(修業年限4年)を有するものには、大学院を置くことができることとする。

論点Ⅸ 他の高等教育機関との関係、産業界等との連携

1. 他的高等教育機関との関係

- 新たな機関については、大学・短大、専門学校など他的高等教育機関との役割分担を図ることが必要である一方、その教育の機会を、既存の大学・短大等の学生などに対しても、個々のニーズに応じ、積極的に提供できるようにすることが期待される。
同時に、既存の大学・短大等が、実践的な職業教育の課程を新たに開設し、アカデミックな教育とより実践的な教育とを共に提供していけるようにすることも、有益と考えられる。
- このような観点から、新たな機関の教育と他的高等教育機関の教育との連携等を促進するため、以下のような制度を整備していくこととしてはどうか。

《他的高等教育機関との関係》

(大学等との連携教育)

- 大学等と新たな機関との連携教育等を促進するため、これらの機関の間における修業年限の通算や、相互の転学、単位互換等を可能とする仕組みを整備する。

(大学等による併設)

- 既存の大学・短大を設置したまま、当該大学・短大の一部の学部や学科を転換させる等して、新たな機関を併設することも可能とする。

2. 産業界等との連携

- 高等教育段階における職業教育のより一層の充実を図るためには、産業界等とのより一層の連携強化が必要であるほか、特に、新たな機関の創設に際しては、職業・産業分野別団体等の支援・協力が不可欠であり、以下のような考え方の下、その促進を図ることとしてはどうか。

《産業界等との連携》

(産業界との多面的な連携体制の強化)

- 産業界等に対しては、求めるラーニング・アウトカムの明確化、教育課程の編成・実施、評価への参画、インターンシップの受入れ、実務家教員の派遣など、多面的な連携体制の強化に向け、積極的な取組を期待。
- 新たな機関の制度化に当たっては、分野別質保証の体制をはじめ、産業・職業分野別団体等による支援・協力体制の構築に向け、行政レベルでも省庁間の協力を推進。

《参考》産業界・職能団体と大学等の連携による専門職業人養成の質保証・資格認定の取組例

① JABEEの技術者教育認定制度

- ・ 一般社団法人日本技術者教育認定機構(JABEE)では、大学等における技術者養成の教育プログラムに対し、その内容・水準が、国際的通用性の観点から適切かどうかの審査・認定を行う「技術者教育認定制度」を運営(養成する技術者の国際的な同等性を確保するため、技術者教育認定の国際的枠組みに加盟し、当該枠組みにおける考え方に準拠した基準で審査を実施)

* JABEEには、その活動の趣旨に賛同する企業等が賛助会員として参画し、事業を支援。

② 日本看護協会の専門看護師資格認定と日本看護系大学協議会によるその養成課程の認定

- ・ 看護師等の職能団体である日本看護協会では、特定の専門看護分野において卓越した看護実践能力を有する「専門看護師」の資格認定に当たり、その養成を行う大学院の教育課程認定を日本看護系大学協議会に委任(同協議会の「高度実践看護師教育課程」の認定制度と連携。)